適正計量管理事業所 登録関係手続き 書類一覧表・手数料表

	事項 ／ 提出書類	指定を受けようするとき	登録申請書記載事項に**変更**があったとき											事業を廃止したとき	計量管理規程に変更があったとき
			氏名・名称	法人の代表者の氏名	住所 ◎法人は本社地	事業所の所在地	住居表示（住所等変更）	使用特定計量器	計量士	事業の承継					
										譲渡	相続	合併	分割		
1	指定申請書（様式第72）	○													
2	指定検査申請書	○※													
3	指定申請書記載事項変更届（様式第55）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
4	事業譲渡証明書（様式第56）									○					
5 6	事業承継同意証明書（様式第57） 又は相続証明書（様式第58）										○				
7	事業承継証明書（様式第58の2）												○		
8	事業廃止届（様式第59）													○	
9	事業所付近の見取図	○				○				○					
10	登記簿謄本又は登記事項証明書	○	○	○	○					○	○	○	○		
11	戸籍謄本										○				
12	住居表示変更証明書						○								
13	基準器検査成績書の写し	○													
14	計量士登録証の写し	○							○						
15	計量管理規程（事業所作成）	○													○
16	手数料（県収入証紙を貼付）	①②													

※事業所所在地が特定市☆の場合、書類は特定市経由で提出する。

※事業所所在地が特定市☆の場合、指定検査は特定市が実施する（県手数料不要、特定市への手数料要）

（☆特定市（兵庫県内）：神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市・伊丹市・加古川市・宝塚市）

・提出書類は正1通。登記簿謄本・住民票も正1通（コピー不可）とする。

・手数料を兵庫県収入証紙購入の場合は、申請書又は届出書に貼付。電子納付の場合は、納付手続き後に配信されるメールに記載されている電子納付番号(Nから始まる8桁の番号)を、申請書の右上に記載。

〔適正計量管理事業所登録関係手数料〕兵庫県条例第12号

手数料名	手数料額	
適正計量管理事業所の指定に係る検査※	① 1件につき **7,400円**	※所在地が特定市以外
適正計量管理事業所の指定の申請に対する審査	② 1件につき **2,550円**	

（注）条例の改正により、手数料額が変更されることがあります。